

第7回”ふじのくに”規制改革会議の開催結果について

(地域振興局地域振興課)

1 概要

本年度、“ふじのくに”規制改革会議に対して寄せられた規制改革に対する提案とそれに対する当局の対応方針について、委員あて送付し御意見をとりまとめたので、以下のとおり報告する。

2 第7回“ふじのくに”規制改革会議の開催方法

項目	内容
開催方法	委員あて資料を送付し、意見を聴取（書面形式による開催）
資料の送付時期	令和4年2月
意見の聴取期間	22日間
送付資料	・会議に寄せられた提案及び提案に対する当局の対応 ・令和4年度以降の会議開催方針

3 委員意見

(1) 県・市町の規制に関する提案及びそれに対する対応策に対する意見

提案事項	提案概要
1	委員意見 ・説明が十分でなかったことから誤解が生じているようである。今後は誤解が生じないように丁寧な対応を期待する。（日詰委員） ・国は農業の将来像を描き、その上で現時点で農地の種類によって規制を緩めるべき農地とそうでない農地を明確にすべきである。（河村委員） ・農地の転用は、（農地のままでの権利移動（第3条）のケースに比して）隣接農地の営農に与える影響は大きい。したがって申請土地が土地改良区内にある場合、隣接農地所有者等との調整は多分に行う必要がある。（三枝委員）
提案事項	提案概要
2	委員意見 ・一般論としては、市街化調整区域としたまま長い年月放置している市町が多く、それによって有効利用が阻害されている土地が多いと感じる。（河村委員） ・市街化調整区域の法律上の趣旨からも、分家住宅の制度はやむをえないものであり、条件さえ満たせば可能性はあるものと思われる。（三枝委員）
農地転用許可に係る柔軟な対応（土地改良区）	農地法第4条、5条申請時に土地改良区の意見書の添付が必要になる場合がある。 その際、土地改良区が行き過ぎた指導や法律と関係のない条件を付与する事により、負担増加、申請遅延が発生した事例がある。 土地改良区の意見書発行に関して、法律に則らない条件や規制を課す事に対して対処を願いたい。
分家住宅許可に係る柔軟な対応（浜松市）	農家等の分家住宅の建築について、申請者及び親等の世帯が、他に建築可能な土地を所有していないことが必要であるところ、浜松市において両親が離婚している場合の分家住宅許可について柔軟に対応いただきたい。

(2) 令和4年度以降の会議開催方針に対する意見

委員		意見の内容
常任委員	酒井委員 (県商工会議所連合会)	—
	山内委員 (県中小企業団体中央会)	—
	柴田委員 (県銀行協会)	—
	日詰委員 (大学コンソ)	—
	吉川委員 (県保育士会)	事務局（もしくは議長と事務局での検討）が規制改革会議での審議が必要と思われる提案事項が出された時のみの開催でよいと思う。
	高貝委員 (県国際交流協会)	基本的に賛成するが、1個人、1事業者の経済活動のみを目的としないものとの要件については、提案者の目的にかかわらず、規制改革の観点から検討を要する事項を含むかどうかという見地から判断すべき。
	加藤委員 (エムスクエア・ラボ)	—
下位委員 (県男女共同参画センター)	令和4年度以降の会議の開催方針（案）に賛成するが、件数も少ないので、書面形式の会議を継続しても良いと考える。	
専門委員	河村委員 (弁護士)	—
	青山委員 (県農業協同組合中央会)	—
	三枝委員 (新静岡学園)	資料4の方針に賛成する。

(3) その他意見

・現状において、資料3の対応は異議ないが、行政のデジタル化を進める中において、各市町間で異なる規定・運用について、可能なものは県主導で統一する方向で議論すべきと考える。(酒井委員)

4 結果と今後の対応方針

(1) 審議事項1について（本年度の提案に対する意見）

- ・当局の対応方針に反対する意見はなかった。
- ・提案に対する当局の対応方針を承認し、個別意見については、関係当局(市町)に伝達し、一層の取組を促すこととする。

(2) 審議事項2について（会議の開催基準）

- ・特段の意見がない委員も含め、会議を随時開催とすることについて、概ね賛同が得られた。
- ・ただし、一部の委員から継続開催を推す意見も出されていることから、それらを踏まえた上で、来年度の提案の状況も見ながら、委員との意見交換の場を設ける。